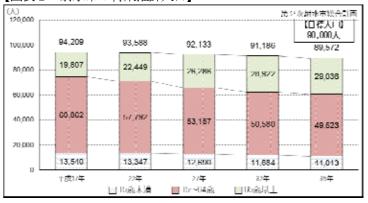
第3次射水市行財政改革大綱新旧対照表

大綱【素案】	大綱【原案】	
第1 行財政改革の趣旨	第1 行財政改革の趣旨	
1 これまでの行財政改革の取組	1 これまでの行財政改革の取組	
本市では、これまで、	本市では、これまで、	
射水市行財政改革大綱(平成18年度~平成22年度)	射水市行財政改革大綱(平成18年度~平成22年度)	
射水市行財政改革集中改革プラン	射水市行財政改革集中改革プラン	
第2次射水市行財政改革大綱(平成23年度~平成25年度)	第2次射水市行財政改革大綱(平成23年度~平成25年度)	
第2次射水市行財政改革集中改革プラン	第2次射水市行財政改革集中改革プラン	
と、行財政改革に関する計画を策定し、簡素で効率的な行財政運	と、行財政改革に関する計画を策定し、簡素で効率的な行財政運	
営を目指し、積極的に取り組んできました。	営を目指し、積極的に取り組んできました。	
現行の第2次射水市行財政改革大綱では、職員一人ひとりが危	現行の第2次射水市行財政改革大綱では、職員一人ひとりが危	
機意識を持ち、「最少の経費で最大の効果」を上げるために組織	機意識を持ち、「最少の経費で最大の効果」を上げるために組織	
全体で取り組み、自主性・自律性の高い行政運営を目指し、	全体で取り組み、自主性・自律性の高い行政運営を目指し、	
・健全な行政運営の推進	・健全な行政運営の推進	
・ 市民の目線に立った質の高いサービスの提供	・ 市民の目線に立った質の高いサービスの提供	
・ 地方分権に対応する組織力の向上	・ 地方分権に対応する組織力の向上	
・透明で公正な市政の推進	・透明で公正な市政の推進	
の4つの基本方針に沿って一定の成果を上げてきました。	の4つの基本方針に沿って一定の成果を上げてきました。	
【第2次行財政改革(平成23年度~平成25年度)の取組結果】	【第2次行財政改革(平成23年度~平成25年度)の取組結果】	
(省略)	(省略)	
2 本市を取り巻く環境	2 本市を取り巻く環境	
(1) 人口減少及び少子高齢化の加速	(1) 人口減少及び少子高齢化の加速	
本市の人口は平成17年の94,209人をピークに、その	本市の人口は平成17年の94,209人をピークに、その	
後減少傾向が続き、第2次射水市総合計画の目標年度である平	後減少傾向が続き、第2次射水市総合計画の目標年度である平	
成35年度には9万人を割り込み、89、572人になるもの	成35年度には9万人を割り込み、89,572人になるもの	
と推計されます。その内、年少人口(15歳未満人口)及び生	と推計されます。その内、年少人口(15歳未満人口)及び生	
産年齢人口(16歳~64歳)は、総じて減少傾向が続く一方、	産年齢人口(16歳~64歳)は、総じて減少傾向が続く一方、	
老年人口(65歳以上人口)は大きく増加するものと推計され	老年人口(6.5歳以上人口)は大きく増加するものと推計され	
ています。	ています。	

【図表1 射水市の将来推計人口】



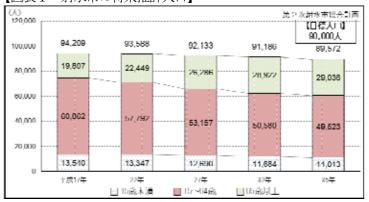
【図表2 射水市の年齢3区分別人口割合の推計】



(2) 厳しさを増す財政状況

最近の経済情勢は、緩やかな回復基調にあるものの、歳入の 根幹である市税においては、長引く景気の低迷や少子高齢化に よる人口減少などの影響により、個人・法人市民税が伸び悩み の傾向にあり、固定資産税においても、3年に一度の評価替え により、総じて減少傾向にあります。今後も、生産年齢人口の 減少等により市税は低調に推移するものと見込まれます。

【図表1 射水市の将来推計人口】



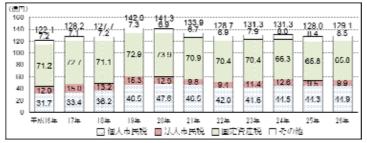
【図表2 射水市の年齢3区分別人口割合の推計】



(2) 厳しさを増す財政状況

最近の経済情勢は、緩やかな回復基調にあるものの、歳入の 根幹である市税においては、長引く景気の低迷や少子高齢化に よる人口減少などの影響により、個人・法人市民税が伸び悩み の傾向にあり、固定資産税においても、3年に一度の評価替え により、総じて減少傾向にあります。今後も、生産年齢人口の 減少等により市税は低調に推移するものと見込まれます。

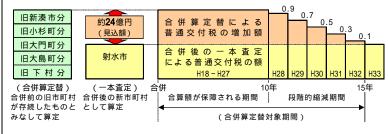
【図表3 市税の推移】



普通交付税については、これまでは、旧5市町村単位で算定 した合計額が交付(合併算定替)されていましたが、平成28 年度から平成32年度まで段階的に縮減され、平成33年度からは射水市の本来の規模で算定した交付税額(一本算定)が交付されることになります。

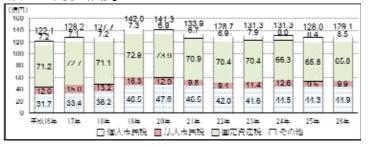
なお、一本算定額は合併算定替額より、24億円程度(平成 26年9月現在)の減額になると見込まれます。

【図表4 一本算定と合併算定替について】



加えて、財源的に有利な地方債である合併特例事業債については、合併後10年間とされていた発行期限が5年間延長されたものの、平成32年度で発行期限が終了することから、財政の健全性を担保するためには、適正な財政規模に努めていく必要があります。

【図表3 市税の推移】



普通交付税については、これまでは、旧5市町村単位で算定 した合計額が交付(合併算定替)されていましたが、平成28 年度から平成32年度まで段階的に縮減され、平成33年度か らは射水市の本来の規模で算定した交付税額(一本算定)が交 付されることになります。

平成26年度現在の試算では、一本算定額は合併算定替額より、約14億円の減額になると見込まれます。

加えて、財源的に有利な地方債である合併特例事業債については、合併後10年間とされていた発行期限が5年間延長されたものの、平成32年度で発行期限が終了することから、財政の健全性を担保するためには、適正な財政規模に努めていく必要があります。

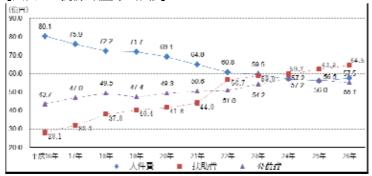
【図表4 一本算定と合併算定替について】



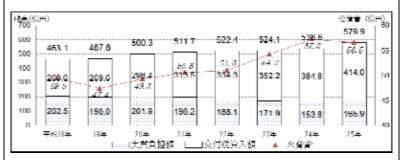
※ 普通交付税を地方自治体に配分するための基準(単位費用、 測定単位、補正係数等)は、毎年改定されるため、合併算定 替による増加額は変動することがあります。 ※普通交付税の一本算定に よる影響額について修正 (本市を取り巻く環境で は、客観的に捉えた文章と している。)

※合併算定替増加額(14 億円)が変更する可能性が あることについて記載を 追加 一方、歳出面では、これまでは定員適正化計画に基づき、職員数の削減により人件費の抑制に努めてきましたが、今後は、再任用制度等の活用によりこれまでのような人件費の抑制は難しい状況です。また、高齢社会の進展等による福祉・医療経費である扶助費の増加や公共施設の改修・更新による公債費の増加も見込まれることから、依然として義務的経費は高い水準で推移すると見込まれます。

【図表5 義務的経費の推移】



【図表6 公債費及び市債残高の推移(普通会計)】

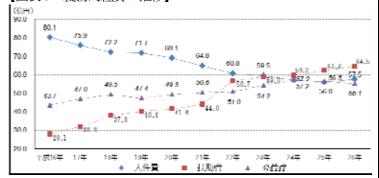


(3) 本市が抱える合併市特有の課題

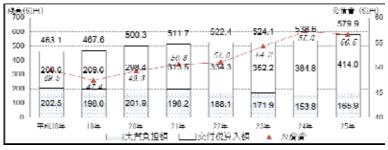
本市は、合併の影響等によって他都市と比べて多くの公共施設を保有しており、一人当たりの公共施設延床面積は、全国平均の3.42㎡を大きく上回る4.16㎡となっています。こ

一方、歳出面では、これまでは定員適正化計画に基づき、職員数の削減により人件費の抑制に努めてきましたが、今後は、再任用制度等の活用によりこれまでのような人件費の抑制は難しい状況です。また、高齢社会の進展等による福祉・医療経費である扶助費の増加や公共施設の改修・更新による公債費の増加も見込まれることから、依然として義務的経費は高い水準で推移すると見込まれます。

【図表5 義務的経費の推移】



【図表6 公債費及び市債残高の推移(普通会計)】



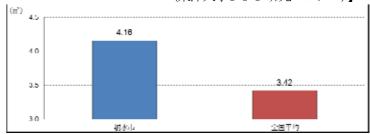
(3) 本市が抱える合併市特有の課題

本市は、合併の影響等によって他都市と比べて多くの公共施設を保有しており、一人当たりの公共施設延床面積は、全国平均の3. 42㎡を大きく上回る4. 16㎡となっています。こ

のまま維持し続ける場合、大規模改修や更新に多額の費用が必 要であることから、市の将来を見据え、市の規模に応じた適正 な施設数とし、真に必要な施設については整備・更新、または 施設の複合化や多機能化を進めるとともに、建設当初の意義が 薄れた施設は廃止するなど、統合庁舎建設に伴う庁舎跡地利活 用を含め、「選択と集中」による公共施設マネジメントに早急に 取り組む必要があります。

【図表8 人口一人当たり公共施設面積

(東洋大学PPP研究センター)】



また、合併協議に基づき本市の一体的な発展を目指して引き 継いで実施してきた事業においても、社会経済情勢の変化等を 踏まえ、本来の事業目的及び達成状況等を検証し、PDCAサ イクル (計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、 改善(ACTION))のもと、有効性と効率性の高い行財政運 営を推進していく必要があります。

3 第3次行財政改革大綱の策定

これらの状況に加え、進展する地方分権や市民ニーズの複雑 化・多様化のほか、近年頻発する自然災害に対応した安心・安全 なまちづくりの推進など、本市が担わなければならない行政サー ビスは、年々増大していく傾向があります。

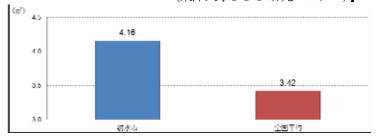
このことからも、これまで以上に踏み込んだ行財政改革に取り 組み、「選択と集中」を行いながら、「経営感覚」を持って、引き 続き健全な財政を堅持していく必要があります。

また、社会情勢等の大きな変化に的確に対応するとともに、新 **湊大橋の開通や北陸新幹線の開業等の新たな社会資本整備を活**

のまま維持し続ける場合、大規模改修や更新に多額の費用が必 要であることから、市の将来を見据え、市の規模に応じた適正 な施設数とし、真に必要な施設については整備・更新、または 施設の複合化や多機能化を進めるとともに、建設当初の意義が 薄れた施設は廃止するなど、統合庁舎建設に伴う庁舎跡地利活 用を含め、「選択と集中」による公共施設マネジメントに早急に 取り組む必要があります。

【図表8 人口一人当たり公共施設面積

(東洋大学 P P P 研究センター)



また、合併協議に基づき本市の一体的な発展を目指して引き 継いで実施してきた事業においても、社会経済情勢の変化等を 踏まえ、本来の事業目的及び達成状況等を検証し、PDCAサ イクル (計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、 改善(ACTION))のもと、有効性と効率性の高い行財政運 営を推進していく必要があります。

3 第3次行財政改革大綱の策定

これらの状況を見越して、職員数の削減や市単独補助・委託料 | ※これまでの行財政改革の の見直し、市債の繰上償還など後年度の負担削減に向け様々な取 組を進めてきました。

しかし、進展する地方分権や市民ニーズの複雑化・多様化のほ か、近年頻発する自然災害に対応した安心・安全なまちづくりの 推進など、本市が担わなければならない行政サービスは年々増大 していく傾向にあり、人材・財源等が限られた中で、従来の手法 のまま行政サービス水準を維持していくことは困難な状況にあ ります。

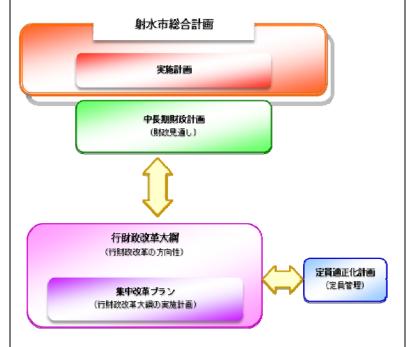
取組と継続した取組の必 要性について記載を追加 かして将来にわたって持続的に発展していくため、本市のまちづくりの方向性を示す最上位計画として、平成26年度から35年度を計画期間とする「第2次射水市総合計画」を策定したところです。

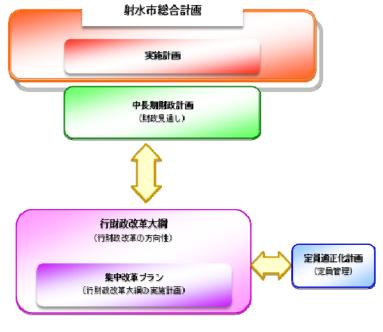
これに併せ、総合計画を支える計画の一つである行財政改革大綱についても、平成23年度から平成27年度までの5年間としていた第2次行財政改革大綱の推進期間を平成25年度までの3年間に変更し、新たに第3次行財政改革大綱を策定することとし、中長期財政計画及び定員適正化計画とともに、より一層強力に推進していきます。

このことからも、これまで以上に踏み込んだ行財政改革に取り 組み、「選択と集中」を行いながら、「経営感覚」を持って、引き 続き健全な財政を堅持していく必要があります。

また、社会情勢等の大きな変化に的確に対応するとともに、新 湊大橋の開通や北陸新幹線の開業等の新たな社会資本整備を活 かして将来にわたって持続的に発展していくため、本市のまちづ くりの方向性を示す最上位計画として、平成26年度から35年 度を計画期間とする「第2次射水市総合計画」を策定したところ です。

これに併せ、総合計画を支える計画の一つである行財政改革大綱についても、平成23年度から平成27年度までの5年間としていた第2次行財政改革大綱の推進期間を平成25年度までの3年間に変更し、新たに第3次行財政改革大綱を策定することとし、中長期財政計画及び定員適正化計画とともに、より一層強力に推進していきます。





第2 行財政改革の基本姿勢

1 目指すべき方向性

これまで述べてきたように、厳しい社会経済環境の中で、健全で持続可能な行財政基盤を確立していくためには、行政が本来果たすべき役割を再認識し、事務の委託等「費用対効果」や「サービスの特性」に応じて、「最適なサービス提供主体」を見極めて、民間活力の更なる活用や市民等との協働によって、直接担う分野を絞り込み、業務の一層の効率化と経費の節減を図ることが急務となっています。

このため、職員一人ひとりが高い専門性と前例にとらわれない 挑戦する意欲と柔軟な発想を持ち、行財政改革を自らの課題として受け止めて、組織を挙げて果敢に行財政改革に取り組んでいか なければなりません。

これらを踏まえ、これまで行ってきた事務事業の見直しや職員 数の抑制などの『量』的な改革を継続しつつ、「行政を経営する」 という新たな視点に立ち、「最少の費用で最大の効果を生み出 す」ことができるよう、人材、財源、資産などの行政経営資源を 最大限に活用し、「選択と集中」による『質』を重視した市民サ ービスの提供に取り組み、財政規律の堅持と創意工夫を活かした 自主性・自律性の高い行政運営を進めていきます。

2 行財政改革の基本方針

第3次行財政改革大綱では、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目標とし、経営的な視点に立った『量』の改革と『質』の改革の両立を進めるため、次の3つの基本方針に基づき行財政改革を進めていきます。

基本 方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サ ービスの提供

第2 行財政改革の基本姿勢

1 目指すべき方向性

これまで述べてきたように、厳しい社会経済環境や人材・財源・資産などの行政経営資源に制約がある中で、健全で持続可能な行財政基盤を確立していくためには、行政と市民等が現状をともに認識し、それぞれが本来果たすべき役割を改めて明確にし、業務の一層の効率化と経費の節減を図ることが急務となっています。

そのため、「行政を経営する」という視点に立ち、<u>新たな財源</u>の確保に努めるとともに、受益と負担の適正化を図りながら、「最少の経費で最大の効果を生み出す」ことができるよう、これまで行ってきた事務事業の見直しや職員数の抑制などの『量』的な改革を継続していきます。

また、「費用対効果」や「サービスの特性」に応じた「最適なサービス提供主体」を見極め、民間活力の更なる活用や市民等との協働を図るとともに、一人ひとりが高い専門性と前例にとらわれない挑戦する意欲と柔軟な発想を持った職員の育成に努め、

『質』を重視した市民サービスの提供に<u>スピード感を持って</u>取り 組みます。

2 行財政改革の基本方針

第3次行財政改革大綱では、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目標とし、経営的な視点に立った『量』の改革と『質』の改革の両立を進めるため、次の3つの基本方針に基づき行財政改革を進めていきます。

基本 方針 経営的な視点に立った行財政運営

2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

※行政と市民等が共通認識 を持って取り組むことに ついて記載を追加

※自主財源の確保、受益と 負担の適正化についての 記載を追加

※喫緊の課題に迅速に取り 組むことについて記載を 追加

全体の構成を変更し、1 段落目は現状課題、2段 落目は「量」の改革について、3段落目は「質」 の改革について、それぞれ記載した。

3 職員力の強化と組織力の向上

(1) 経営的な視点に立った行財政運営

厳しい財政状況が続く中、将来にわたって健全で持続可能な自治体経営を実現するため、さらなる事務事業の整理合理化や公共施設の統廃合を含めた公共施設マネジメントの構築に努めます。また、新地方公会計を推進しながら、これまで以上に財政のスリム化と効率化を進め、経営的な視点に立った行財政運営に努めます。

<取組項目>

- ① 事務事業の効率化・適正化
- ② 公共施設マネジメントの構築
- ③ 民間活力の更なる活用
- ④ 公営企業の経営健全化
- ⑤ 自主財源の確保及び創出
- ⑥ 新地方公会計の推進
- (2) 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供 社会の成熟化に伴い、ますます多様化・複雑化する市民ニー ズに的確に対応するため、市政の透明性の向上を図り、市民の 満足度を重視した、効果的な市民サービスの提供に努めます。 <取組項目>
 - ① 市政情報の積極的な提供
 - ② 市民との協働によるまちづくりの充実
 - ③ 効果的な市民サービスの提供
 - ④ ICT (情報通信技術) の有効活用

(3) 職員力の強化と組織力の向上

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に 的確に対応するため、引き続き、職員の能力向上や意識改革に 取り組むとともに、市の将来を見据えた効果的・効率的なサー ビスが提供できるよう組織力の向上に努めます。

<取組項目>

3 職員力の強化と組織力の向上

(1) 経営的な視点に立った行財政運営

厳しい財政状況が続く中、将来にわたって健全で持続可能な自治体経営を実現するため、複式簿記の導入や市有資産台帳の整備を図り、資産・債務状況、施設別・事業別コスト等を検証し、事務事業の整理合理化や公共施設の統廃合を含めた公共施設マネジメントを構築するなど、経営的な視点に立った行財政運営に努めます。

<取組項目>

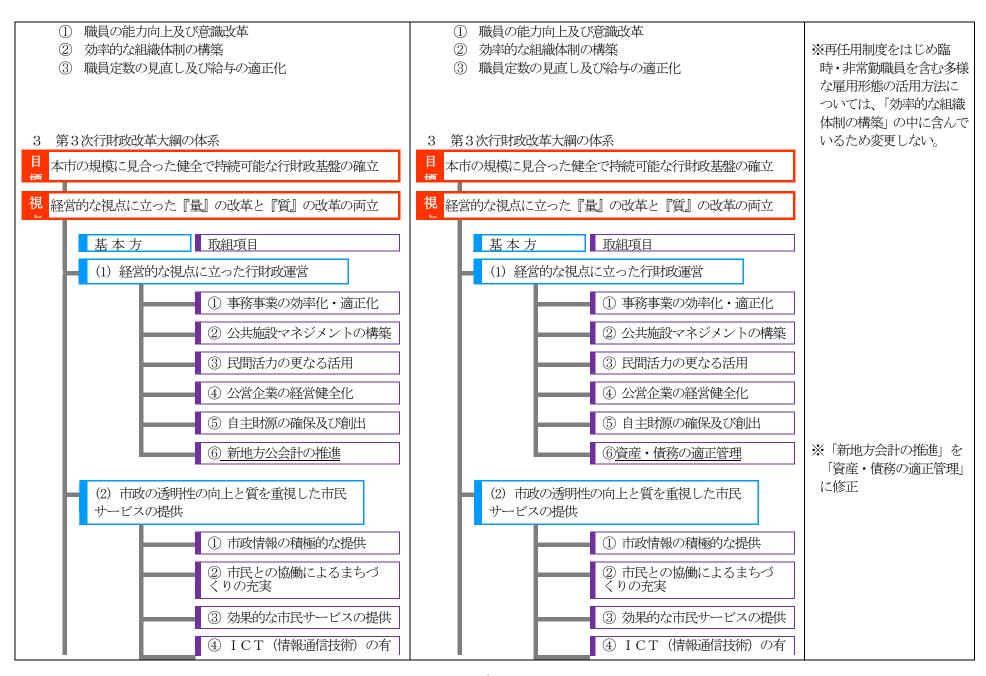
- ① 事務事業の効率化・適正化
- ② 公共施設マネジメントの構築
- ③ 民間活力の更なる活用
- ④ 公営企業の経営健全化
- ⑤ 自主財源の確保及び創出
- ⑥ 資産・債務の適正管理
- (2) 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供 社会の成熟化に伴い、ますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、市政の透明性の向上を図り、市民の満足度を重視した、効果的な市民サービスの提供に努めます。 <取組項目>
 - ① 市政情報の積極的な提供
 - ② 市民との協働によるまちづくりの充実
 - ③ 効果的な市民サービスの提供
 - ④ ICT (情報通信技術) の有効活用

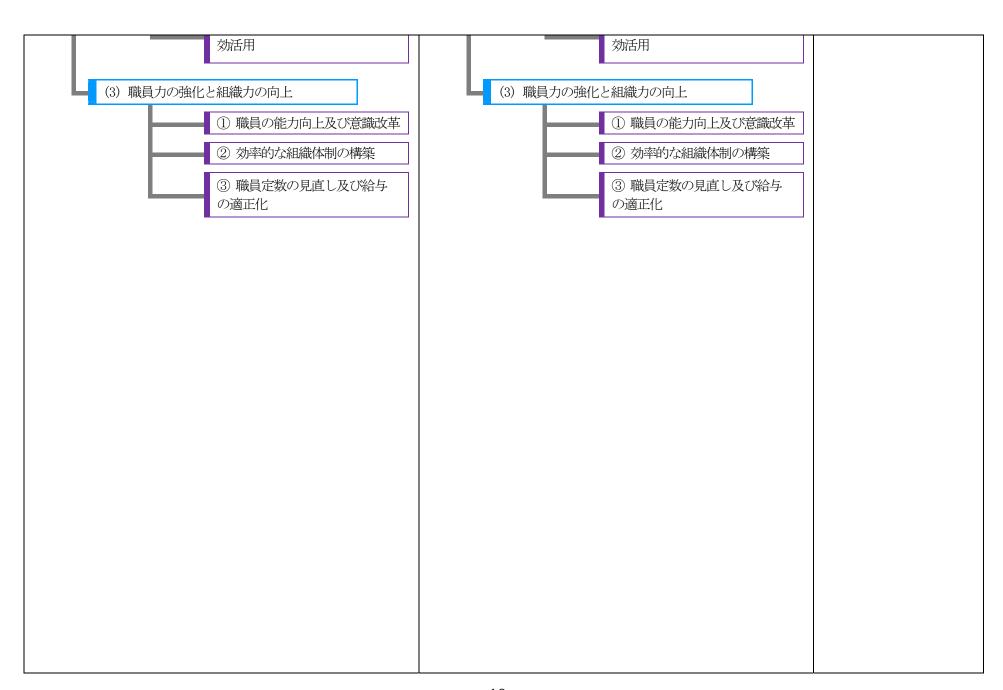
(3) 職員力の強化と組織力の向上

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に 的確に対応するため、引き続き、職員の能力向上や意識改革に 取り組むとともに、市の将来を見据えた効果的・効率的なサー ビスが提供できるよう組織力の向上に努めます。

<取組項目>

- ※新地方公会計導入に伴う 効果について記載を修正 (「新地方会計」の名称は使 用しないこととした。)
- ※民間活力について意見があったが、「民間が得意なことを民間に任せる」ことを踏まえているため変更しない。
- ※新地方公会計導入に伴う 分かりやすい取組項目名 称への修正





第3 行財政改革の推進方法

1 第3次射水市行財政改革集中改革プランの策定 第3次行財政改革大綱に掲げた取組を着実に実行するため、具 体的な目標数値を盛り込んだ、新たな集中改革プランを策定しま す。

2 推進期間

第3次行財政改革大綱並びに第3次集中改革プランの推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

3 推進体制 (省略)

4 進行管理

集中改革プランに実効性を持たせるため、行財政改革推進本部において進行管理を行います。

進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化などに的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行います。なお、毎年度の進捗状況や成果については、行財政改革推進会議並びに市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや広報を活用し、市民に対し<u>積極的に</u>公表していきます。

第3 行財政改革の推進方法

1 第3次射水市行財政改革集中改革プランの策定 第3次行財政改革大綱に掲げた取組を着実に実行するため、具 体的な目標数値を盛り込んだ、新たな集中改革プランを策定しま す。

2 推進期間

第3次行財政改革大綱並びに第3次集中改革プランの推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

3 推進体制 (省略)

4 進行管理

集中改革プランに実効性を持たせるため、行財政改革推進本部において進行管理を行います。

進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化などに的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行います。なお、毎年度の進捗状況や成果については、行財政改革推進会議並びに市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや広報を活用し、市民に対し随時公表していきます。